

# 物品売買契約書

株式会社●●（以下「甲」という。）と株式会社●●（以下「乙」という。）は、甲乙間における物品売買について以下のとおり合意し、売買契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第1条（目的となる物品）

1. 本契約の目的となる物品（以下「本件物品」という。）は以下のとおりとします。

品名：●●

数量：●●

2. 前項の定めにかかわらず、甲乙間で別途合意することにより本件物品の内容を変更できます。

## 第2条（代金額）

本件物品の代金額は、●●円（消費税別）とします。

## 第3条（納入条件）

甲は、乙に対し、●●年●●月●●日（以下、「納入日」という）に●●（以下、「納入場所」という）において、本件物品を納入することにより乙に引き渡します。なお、納入に要する費用は、甲の負担とします。

## 第4条（検査）

1. 乙は、本件物品の納入後、●●日以内（以下、「検査期間」という）に本件物品の検査をします。
2. 乙は、前項の検査により本件物品に種類、品質又は数量その他本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」という。）が存在し、又は本件物品に契約不適合があると判断したときは、甲に対して、本件物品の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求できます。この場合、甲は、自らの裁量により、別途合意した期限内に無償で、本件物品を修補し、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完をしなければなりません。
3. 検査期間内に乙から甲への前項前段の請求がない場合、本件物品は検査に合格したものとみなします。

## 第5条（所有権の移転）

本件物品の所有権は、引渡しをもって甲から乙に移転します。

## 第6条（危険負担）

本件物品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものは乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き甲の、また引渡し後に生じたものは甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き乙の負担とします。

## 第7条（代金支払）

乙は、本件物件の引渡し完了月の翌月末日（銀行休業日の場合その前営業日）までに、本件物品の代金を甲が指定する銀行口座に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料は乙の負担とします。

## 第8条（契約不適合責任）

1. 本件物品に第4条第1項に定める検査で発見できない契約不適合（第三者の知的財産権侵害や法律上の規制による使用制限を含む）があったときは、引渡し完了後3ヶ月以内に乙が請求することを条件に、甲は、自らの裁量により、当該本件物品の無償による修補、代替品の納入若しくは不足分の納入等の方法による履行の追完、代金の全部又は一部の減額若しくは返還その他の必要な措置を講じます。

2. 乙は、契約不適合を本契約締結前に知っていたとき又は契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるときは、履行の追完、代金の減額又は損害賠償請求及び契約解除をすることができません。
3. 乙は、履行の追完又は代金の減額請求をした場合においては、損害賠償の請求及び解除をすることができません。

### 第9条（製造物責任）

本件物品が、甲の製造したものである場合、本件物品の欠陥により乙又は第三者に損害が発生したときは、甲は当該損害を賠償しなければなりません。

### 第10条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約によって知り得た相手方の営業上、技術上の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはなりません。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しません。
  - (1) 公知の情報又は開示を受けた当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
  - (2) 相手方から開示された時点で既に保有していた情報
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (4) 相手方から開示された秘密情報によらずに独自に開発した情報
  - (5) 法令、裁判所、行政機関の命令により開示が義務付けられた情報
3. 第1項の規定は、甲又は乙が、自己の役員、従業員、本契約の履行のために必要な業務委託先又は弁護士等法令上秘密保持義務を負う専門家に対して秘密情報を開示する場合には適用しません。
4. 甲及び乙は、前項により秘密情報を開示する場合には、当該開示先に対して本条に定める自己の義務と同等の義務を課すものとします。

### 第11条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合、当該相手方に対し、合理的な弁護士費用を含む当該違反行為との間で相当因果関係のある損害につき賠償を請求できます。

### 第12条（解除及び期限の利益の喪失）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず相当期間内に違反が是正されないときは、本契約を解除できます。但し、本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではありません。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できます。
  - (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反または背信行為があったとき
  - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、債務が可分でありその一部の履行不能にとどまる場合には、残存する部分の履行のみでは契約をした目的を達することができないときを除き、当該一部に限り解除できます。
  - (3) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
  - (4) 相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
  - (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき等、信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
  - (6) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
  - (7) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき

- (8) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
- 3. 前二項に基づき本契約を解除し、当該解除により損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方に当該損害の賠償を請求できます。
- 4. 甲又は乙が第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合、当該当事者は相手方に対し負担する一切の債務につき当然に期限の利益を失い当該債務を直ちに一括して弁済する義務を負います。
- 5. 本契約が終了した後も、第 10 条（秘密保持義務）、第 11 条（損害賠償）及び第 15 条（準拠法・合意管轄）の規定はなおその効力を有します。

### 第 13 条（反社会的勢力の排除）

- 1. 甲及び乙（役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、相手方が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず本契約を解除できます。
- 2. 甲又は乙（以下、本項において「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償します。

### 第 14 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲又は乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはなりません。

### 第 15 条（準拠法・合意管轄）

- 1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
- 2. 本契約に関連する一切の紛争が生じた場合、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 16 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決します。

以上、本契約締結を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印又は署名捺印の上、各 1 通を保有します。

20●●年●●月●●日

甲  
住所  
会社名  
代表者名 (印)

乙  
住所  
会社名  
代表者名 (印)